

## 計量器使用実態調査業務の基準

(趣旨)

**第 1 条** この基準は、指定定期検査機関（以下「指定機関」という。）が行う特定計量器定期検査業務の基準第 2 条第 2 号に掲げる業務に関し必要事項を定めるものとする。

(業務内容)

**第 2 条** 業務内容は、次の各号のとおりとする

- (1) 門真市が指定する定期検査台帳及び電子データベースに記載のある事業所等及び新規の事業所（以下「調査対象事業所」という。）に対する計量器（以下「計量器」という。）の使用状況等に係る調査及び説明。
- (2) 計量器使用実態調査報告書の作成及び提出。
- (3) その他実態調査について特に必要と認められる事項。

(定期検査の方法)

**第 3 条** 実態調査は、実態調査を行う者（以下「調査員」という。）が調査対象事業所に戸別訪問又は電話等による聞き取り調査により行う。

(実態調査の実施)

**第 4 条** 実態調査は、次の各号のとおり行う。

- (1) 調査対象事業所に対し計量器の所有及び使用状況を確認する。
- (2) 前号の調査結果について、事業所毎に整理する。
- (3) 前号の整理は、定期検査台帳及び電子データベースに記載して行う。

(調査対象事業所に対する説明)

**第 5 条** 調査員は、調査対象事業所に対し、実態調査及び定期検査の趣旨及び目的を説明する。

2 調査員は、調査対象事業所には必要に応じ次に掲げる事項を説明する。

- (1) 定期検査の受検義務及び受検しない場合の罰則規定について。
- (2) 検査対象計量器及び検査対象外計量器について。
- (3) 門真市の定期検査の実施方法及び手数料について。
- (4) その他の定期検査の円滑な実施に必要な事項について。

(調査員の遵守事項)

**第 6 条** 調査員は、実態調査の実施に際し次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令等を遵守し、常に公正な職務執行にあたること。
- (2) 調査対象事業所に対し、親切丁寧な対応を徹底するとともに、自らの職務に関する説明責任を果たすこと。
- (3) 調査対象事業所に係る個人情報及び企業情報の重要性を認識し、適正に取り扱うこと。
- (4) 業務上知り得た個人情報及び企業情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用しないこと。

## 資料 4

(5) 調査対象事業所訪問時には、門真市の指定定期検査機関であることを明示した身分証明書を携帯し、調査対象事業所に対し明示すること。

(6) 清潔な身だしなみを心がけること。

(報告書)

**第 7 条** 計量器使用実態報告書については、調査地域と計量器保有状況等を明記し、調査終了日から 30 日以内に門真市に報告すること。また、調査地域で定期検査対象事業所の計量器保有状況等を定期検査台帳及び電子データベースに記録管理すること。

(協議事項)

**第 8 条** 本基準に定めた事項及びそれ以外の事項について疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議のうえ、これを定める。